

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和元年度主査級昇任選考業務委託
担当部・課名	市長公室人事課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社公職研 東京都千代田区神田神保町2丁目20番地
契約金額(税込)	599,676円(問題作成料9問155千円、問題使用料18問126千円等)
契約締結日	令和元年9月1日
契約期間	令和元年9月1日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は芸術の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当該業務は、主査級昇任選考実施要綱第5条に基づき毎年度1回実施しているものであり、択一式問題の作成については、市政に係る問題などで出題傾向、難易度等について過去の問題との整合性やバランスに配慮する必要があります。</p> <p>また、受験資格別、職種別の記述式問題の作成については、配点上も一定の割合を占めていることから、職種ごとの出題傾向や難易度に加え、採点基準についてもより一層の配慮が必要となります。</p> <p>さらに、当該業務の性質上、公平性の観点から出題傾向、難易度、採点基準等は一定の水準を維持することが求められ、これらを事前周知なしに大きく変更することは避ける必要があります。</p> <p>については、出題傾向、難易度、採点基準等において過去の当該業務との一体性を図り、いずれにおいてもその水準を維持しつつ、一方で過去の問題との類似性を排除し、択一式及び記述式問題を作成する技術、知識及び経験を持つなど、当該業務に精通している事業者でなければなりません。</p> <p>これらを踏まえ、当該業務の目的とする問題作成、採点等に係る技術、知識及び経験を持ち、公平性を確保できる事業者は株式会社公職研以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	消費税増税にかかる介護保険システム改修業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社日立システムズ 関西支社 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
契約金額(税込)	5, 691, 600円
契約締結日	令和元年9月2日
契約期間	令和元年9月2日～令和元年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーパートナーセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムを令和元年10月からの消費税増税にかかる介護保険システム改修業務に対応するための改修業務であり、同システムを開発運用している株式会社日立システムズでなければ対応できない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワーク府域ネットワークの更新及び運用・保守管理業務
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	西日本電信電話株 大阪府大阪市中央区馬場3番15号
契約金額(税込)	7,277,040円
契約締結日	令和元年9月5日
契約期間	令和2年2月1日～令和7年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成26年度に大阪電子自治体推進協議会(現在の大坂電子自治体連絡会(以下「連絡会」)をいう。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和2年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>平成30年度第1回LGWAN府域ネットワーク運営連絡会において、上記契約と同様の調達に係る事務処理負担の軽減と経費縮減を目的に、新たな契約の共同調達について提案された。これを受け、本市においても、令和元年5月8日付け阪秘第30号の2により、連絡会に事業者選定に係る委任状を提出し、連絡会が選定した事業者と契約を締結することとした。その後、委任状を提出した全ての府内市町村により作成した仕様書に基づき、連絡会が事業者選定を実施した結果、西日本電信電話株式会社が上記契約に係る事業者として選定された。</p> <p>連絡会は、大阪府及び本市の入札方法に準拠して事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。</p> <p>以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワーク府域ネットワーク機器賃貸借業務
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	NTT ファイナンス株関西支店 大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号
契約金額(税込)	5, 439, 300円
契約締結日	令和元年9月5日
契約期間	令和2年2月1日～令和7年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成26年度に大阪電子自治体推進協議会(現在の大坂電子自治体連絡会(以下「連絡会」)をいう。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和2年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>平成30年度第1回 LGWAN 府域ネットワーク運営連絡会において、上記契約と同様の調達に係る事務処理負担の軽減と経費縮減を目的に、新たな契約の共同調達について提案された。これを受け、本市においても、令和元年5月8日付け阪秘第30号の2により、連絡会に事業者選定に係る委任状を提出し、連絡会が選定した事業者と契約を締結することとした。その後、委任状を提出した全ての府内市町村により作成した仕様書に基づき、連絡会が事業者選定を実施した結果、NTT ファイナンス株式会社関西支店が上記契約に係る事業者として選定された。</p> <p>連絡会は、大阪府及び本市の入札方法に準拠して事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。</p> <p>以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワーク府域ネットワーク府域回線2系サービス提供業務
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社オプテージ 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番5号
契約金額（税込）	1,555,200円
契約締結日	令和元年9月5日
契約期間	令和2年2月1日～令和7年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をせらるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」）府域ネットワークに係る契約は、平成26年度に大阪電子自治体推進協議会（現在の大坂電子自治体連絡会（以下「連絡会」）をいう。）による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和2年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>平成30年度第1回 LGWAN 府域ネットワーク運営連絡会において、上記契約と同様の調達に係る事務処理負担の軽減と経費縮減を目的に、新たな契約の共同調達について提案された。これを受け、本市においても、令和元年5月8日付け阪秘第30号の2により、連絡会に事業者選定に係る委任状を提出し、連絡会が選定した事業者と契約を締結することとした。その後、委任状を提出した全ての府内市町村により作成した仕様書に基づき、連絡会が事業者選定を実施した結果、株式会社オプテージが上記契約に係る事業者として選定された。</p> <p>連絡会は、大阪府及び本市の入札方法に準拠して事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。</p> <p>以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワーク府域ネットワーク府域回線1系サービス提供業務
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	西日本電信電話株 大阪府大阪市中央区馬場3番15号
契約金額（税込）	9,39,600円
契約締結日	令和元年9月5日
契約期間	令和2年2月1日～令和7年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」）府域ネットワークに係る契約は、平成26年度に大阪電子自治体推進協議会（現在の大坂電子自治体連絡会（以下「連絡会」）をいう。）による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和2年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>平成30年度第1回 LGWAN 府域ネットワーク運営連絡会において、上記契約と同様の調達に係る事務処理負担の軽減と経費縮減を目的に、新たな契約の共同調達について提案された。これを受け、本市においても、令和元年5月8日付け阪秘第30号の2により、連絡会に事業者選定に係る委任状を提出し、連絡会が選定した事業者と契約を締結することとした。その後、委任状を提出した全ての府内市町村により作成した仕様書に基づき、連絡会が事業者選定を実施した結果、西日本電信電話株式会社が上記契約に係る事業者として選定された。</p> <p>連絡会は、大阪府及び本市の入札方法に準拠して事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。</p> <p>以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和元年度阪南市道路台帳及び道路閲覧システム更新業務委託
担当部・課名	事業部 土木管理室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社バスコ大阪支店 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
契約金額(税込)	1,466,640円
契約締結日	令和元年9月5日
契約期間	令和元年9月5日～令和2年3月27日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本システムについては、平成20年度に道路台帳管理システムを、平成22年度に道路閲覧システムをそれぞれ導入しています。</p> <p>今回、道路台帳の更新と併せて道路閲覧システムの更新等を行うにあたり、本システムの設定及び調整等については、システム開発元であり、ライセンス所有者である(株)バスコ大阪支店においてのみ可能であることから、本業務を遂行できる唯一の会社であります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、(株)バスコ大阪支店と随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	膜処理装置膜交換業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	水 i n g エンジニアリング株式会社西日本支店 大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1番5号
契約金額(税込)	11,594,000円
契約締結日	令和元年9月20日
契約期間	令和元年9月20日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	はんなん浄化センターMIZUTAMA館の処理工程において最も重要な心臓部となる膜処理装置〔液中膜〕の膜ケースを交換する業務である。 本業務は、施設に適合した膜ケースに交換をしなければならないことから、施設全体の情報や運転ノウハウ及び専門知識が必要な業務であり、それに相応する技術や実績を有する信頼性の高い事業者は、水 i n g エンジニアリング株式会社西日本支店において他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	各種大会運営委託（第28回阪南市健康マラソン大会分）
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市体育協会 阪南市光陽台一丁目17番24号
契約金額（税込）	623,454円
契約締結日	令和元年9月20日
契約期間	令和元年9月20日～令和元年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	各種大会の業務委託にあたっては、本市の生涯スポーツの振興及び社会体育の周知、普及を総合的かつ体系的に行っている体育協会以外には当該契約ができる者が存在しない。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。